

改正後

改正前

（自動車税課税免除届出書の添付書類）

第五十一条 条例第七十四条第三項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第五十八条第二項に規定する自動車検査証記録事項（以下「自動車検査証記録事項」という。）が記載された書面その他同法第六十条第一項に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に準ずる書類で知事が適当と認めるもの
- 二 条例第七十四条第二項第三号に規定する自動車にあつては、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）**第二十三条第一項**に規定する寄附行為の写し又は登記事項証明書並びに最終の事業報告書及び事業計画書

（自動車税証紙等取扱人の義務）

第五十四条 略

2・3 略

4 前項に規定する帳簿について、電磁的記録の作成を行う場合は、自動車税証紙等取扱人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は**電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）**をもって調製する方法により作成しなければならない。

5 第三項に規定する帳簿について、電磁的記録の保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- 一 作成された電磁的記録を自動車税証紙等取扱人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は**電磁的記録媒体**をもって調製するファイルにより保存する方法
- 二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってきた電磁的記録を自動車税証紙等取扱人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は**電磁的記録媒体**をもって調製するファイルにより保存する方法

6・7 略

附則

12 略

（軽油引取税の課税免除の特例）

（自動車税課税免除届出書の添付書類）

第五十一条 条例第七十四条第三項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第五十八条第二項に規定する自動車検査証記録事項（以下「自動車検査証記録事項」という。）が記載された書面その他同法第六十条第一項に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に準ずる書類で知事が適当と認めるもの
- 二 条例第七十四条第二項第三号に規定する自動車にあつては、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）**第三十条第一項**に規定する寄附行為の写し又は登記事項証明書並びに最終の事業報告書及び事業計画書

（自動車税証紙等取扱人の義務）

第五十四条 略

2・3 略

4 前項に規定する帳簿について、電磁的記録の作成を行う場合は、自動車税証紙等取扱人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は**磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）**をもって調製する方法により作成しなければならない。

5 第三項に規定する帳簿について、電磁的記録の保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- 一 作成された電磁的記録を自動車税証紙等取扱人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は**磁気ディスク等**をもって調製するファイルにより保存する方法
- 二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってきた電磁的記録を自動車税証紙等取扱人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は**磁気ディスク等**をもって調製するファイルにより保存する方法

6・7 略

附則

12 略

（軽油引取税の課税免除の特例）

13 法附則第十二条の二の七第一項から第三項まで、政令附則第十条の二の二第九項及び条例附則第十条の三の場合における第四条、第九條、第四十九條の十三及び第四十九條の十四並びに別記第百号様式の二十三から第百号様式の二十六まで、第百号様式の三十及び第百号様式の三十一の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略	略	略
第四条第三項第五号	政令第四十三條の十五第十三項及び第十四項	政令 <u>附則第十条の二の二第九項</u> において準用する政令第四十三條の十五第十三項及び第十四項
略	略	略
第四十九條の十四の表第八号	政令第四十三條の十五第五項	政令 <u>附則第十条の二の二第九項</u> において準用する政令第四十三條の十五第五項
第四十九條の十四の表第九号	政令第四十三條の十五第六項	政令 <u>附則第十条の二の二第九項</u> において準用する政令第四十三條の十五第六項
第四十九條の十四の表第十号	政令第四十三條の十五第十一項	政令 <u>附則第十条の二の二第九項</u> において準用する政令第四十三條の十五第十一項
略	略	略
別記第百号様式の二十四	地方税法施行令第43條の15第5項	地方税法施行令 <u>附則第十条の2の2第9項</u> において準用する同令第43條の15第5項
別記第百号様式の二十五	地方税法施行令第43條の15第6項	地方税法施行令 <u>附則第十条の2の2第9項</u> において準用する同令第43條の15第6項
別記第百号様式の二十六	地方税法施行令第43條の15第11項	地方税法施行令 <u>附則第十条の2の2第9項</u> において準用する同令第43條の15第11項
別記第百号様式の三十	地方税法施行令第43條の17	地方税法施行令 <u>附則第十条の2の2第10項</u> において準用する同令第43條の17
略	略	略

13 法附則第十二条の二の七第一項から第三項まで、政令附則第十条の二の二第八項及び条例附則第十条の三の場合における第四条、第九條、第四十九條の十三及び第四十九條の十四並びに別記第百号様式の二十三から第百号様式の二十六まで、第百号様式の三十及び第百号様式の三十一の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略	略	略
第四条第三項第五号	政令第四十三條の十五第十三項及び第十四項	政令 <u>附則第十条の二の二第八項</u> において準用する政令第四十三條の十五第十三項及び第十四項
略	略	略
第四十九條の十四の表第八号	政令第四十三條の十五第五項	政令 <u>附則第十条の二の二第八項</u> において準用する政令第四十三條の十五第五項
第四十九條の十四の表第九号	政令第四十三條の十五第六項	政令 <u>附則第十条の二の二第八項</u> において準用する政令第四十三條の十五第六項
第四十九條の十四の表第十号	政令第四十三條の十五第十一項	政令 <u>附則第十条の二の二第八項</u> において準用する政令第四十三條の十五第十一項
略	略	略
別記第百号様式の二十四	地方税法施行令第43條の15第5項	地方税法施行令 <u>附則第十条の2の2第8項</u> において準用する同令第43條の15第5項
別記第百号様式の二十五	地方税法施行令第43條の15第6項	地方税法施行令 <u>附則第十条の2の2第8項</u> において準用する同令第43條の15第6項
別記第百号様式の二十六	地方税法施行令第43條の15第11項	地方税法施行令 <u>附則第十条の2の2第8項</u> において準用する同令第43條の15第11項
別記第百号様式の三十	地方税法施行令第43條の17	地方税法施行令 <u>附則第十条の2の2第9項</u> において準用する同令第43條の17
略	略	略

(改正後)

第 号
年 月 日

千葉県 県税事務所長 様

(市町村) 長

個人県民税取扱状況報告書

下記の期間に係る個人の県民税の取扱状況を次のとおり報告します。

取 扱 期 間	年 月 日から		年 月 日まで	
区 分	交 付 基 準	交 付 率	徴 収 取 扱 費	
地方税法第47条第1項第1号による金額	納 税 義 務 者 数	人	円	(ア) 円
地方税法第47条第1項第2号による金額	過 誤 納 金 の 合 計 額	円	<u>あん</u> 按 分 率 0.	円
地方税法第47条第1項第3号による金額	還 付 加 算 金 の 合 計 額	円	<u>あん</u> 按 分 率 0.	円
地方税法第47条第1項第4号による金額	報 奨 金 の 合 計 額	円	<u>あん</u> 按 分 率 0.	円
地方税法第47条第1項第5号による金額	県 民 税 控 除 不 能 配 当 割 等 の 額	円	—	円
計	①		円	
前年の7月に報告した額	②		円	
前回報告時以前の錯誤・交付過不足額	③		円	
差	引 ①-②-③		円	
(ア)のうち3月交付分	(ア)÷4 (1円未満の端数切捨て)		(イ) 円	

注

- 7月報告分は当該年の4月から6月までの実績を、4月報告分は前年の4月から当該年の3月までの実績を記載してください。
- 「前年の7月に報告した額」欄は、4月報告分に限って記載してください。
- 「前回報告時以前の錯誤・交付過不足額」欄は、前回以前の報告分に錯誤又は交付過不足があった場合に記載してください。この場合は、別紙に当該錯誤等が生じた事情及びその金額の内訳を記載してこの報告書に添付してください。
- 「(ア)のうち3月交付分」欄は、7月報告分に限って記載してください。「差引」欄の額から(イ)の額を差し引いた額を8月に、(イ)の額を3月に、それぞれ交付します。

備考 平成19年度以降令和5年度以前に賦課決定した個人県民税の取扱状況について報告する場合は、この様式中「個人県民税取扱状況報告書」とあるのは「個人県民税取扱状況報告書(平成19年度以降令和5年度以前賦課決定分)」と、「個人の県民税」とあるのは「平成19年度以降令和5年度以前に賦課決定した個人の県民税」とすること。

(改正前)

第 号
年 月 日

千葉県 県税事務所長 様

(市町村) 長

個人県民税取扱状況報告書

下記の期間に係る個人の県民税の取扱状況を次のとおり報告します。

取 扱 期 間	年 月 日から		年 月 日まで	
区 分	交 付 基 準	交 付 率	徴 収 取 扱 費	
地方税法第47条第1項第1号による金額	納 税 義 務 者 数	人	円	(ア) 円
地方税法第47条第1項第2号による金額	過 誤 納 金 の 合 計 額	円	<u>あん</u> 分 率 0.	円
地方税法第47条第1項第3号による金額	還 付 加 算 金 の 合 計 額	円	<u>あん</u> 分 率 0.	円
地方税法第47条第1項第4号による金額	報 奨 金 の 合 計 額	円	<u>あん</u> 分 率 0.	円
地方税法第47条第1項第5号による金額	県 民 税 控 除 不 能 配 当 割 等 の 額	円	—	円
計	①		円	
前年の7月に報告した額	②		円	
前回報告時以前の錯誤・交付過不足額	③		円	
差	引 ①-②-③		円	
(ア)のうち3月交付分	(ア)÷4 (1円未満の端数切捨て)		(イ) 円	

注

- 7月報告分は当該年の4月から6月までの実績を、4月報告分は前年の4月から当該年の3月までの実績を記載してください。
- 「前年の7月に報告した額」欄は、4月報告分に限って記載してください。
- 「前回報告時以前の錯誤・交付過不足額」欄は、前回以前の報告分に錯誤又は交付過不足があった場合に記載してください。この場合は、別紙に当該錯誤等が生じた事情及びその金額の内訳を記載してこの報告書に添付してください。
- 「(ア)のうち3月交付分」欄は、7月報告分に限って記載してください。「差引」欄の額から(イ)の額を差し引いた額を8月に、(イ)の額を3月に、それぞれ交付します。

(新設)

(改正後)

第 号
年 月 日

千葉県 県税事務所長 様

(市町村) 長

個人県民税取扱状況報告書（平成18年度以前賦課決定分）

平成18年度以前に賦課決定した個人の県民税について、下記の期間に係る取扱状況を次のとおり報告します。

取 扱 期 間	年 月 日から		年 月 日まで	
区 分	交 付 基 準	交 付 率	徴収取扱費	
旧法第47条第1項第1号による金額	納税通知書等の数	枚	60円	円
旧法第47条第1項第2号による金額	県への払込額	円	$\frac{7}{100}$	円
旧法第47条第1項第3号による金額	過誤納金の合計額	円	<u>あん</u> 按分率 <u>0.</u>	円
旧法第47条第1項第4号による金額	還付加算金の合計額	円	<u>あん</u> 按分率 <u>0.</u>	円
旧法第47条第1項第5号による金額	報奨金の合計額	円	<u>あん</u> 按分率 <u>0.</u>	円
計				円

注

- この付表は、平成18年度以前に賦課決定した個人の県民税について平成19年度以降に払込み又は還付若しくは充当した場合に使用し、「個人県民税取扱状況報告書」（以下この注において「本表」といいます。）と併せて提出してください。
- 平成19年度以降に賦課決定した個人県民税について、その翌年度以降に還付又は充当があった場合は、付表ではなく本表に記載することとなりますので注意してください。
- 上表中「旧法」とは、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）による改正前の地方税法をいうものとします。
- 平成19年度以降は、本表による報告額と付表による報告額との合算額を個人県民税徴収取扱費として交付することとなります。

(改正前)

第 号
年 月 日

千葉県 県税事務所長 様

(市町村) 長

個人県民税取扱状況報告書（平成18年度以前賦課決定分）

平成18年度以前に賦課決定した個人の県民税について、下記の期間に係る取扱状況を次のとおり報告します。

取 扱 期 間	年 月 日から		年 月 日まで	
区 分	交 付 基 準	交 付 率	徴収取扱費	
旧法第47条第1項第1号による金額	納税通知書等の数	枚	60円	円
旧法第47条第1項第2号による金額	県への払込額	円	$\frac{7}{100}$	円
旧法第47条第1項第3号による金額	過誤納金の合計額	円	<u>あん</u> 分率 <u>0.</u>	円
旧法第47条第1項第4号による金額	還付加算金の合計額	円	<u>あん</u> 分率 <u>0.</u>	円
旧法第47条第1項第5号による金額	報奨金の合計額	円	<u>あん</u> 分率 <u>0.</u>	円
計				円

注

- この付表は、平成18年度以前に賦課決定した個人の県民税について平成19年度以降に払込み又は還付若しくは充当した場合に使用し、「個人県民税取扱状況報告書」（以下この注において「本表」といいます。）と併せて提出してください。
- 平成19年度以降に賦課決定した個人県民税について、その翌年度以降に還付又は充当があった場合は、付表ではなく本表に記載することとなりますので注意してください。
- 上表中「旧法」とは、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）による改正前の地方税法をいうものとします。
- 平成19年度以降は、本表による報告額と付表による報告額との合算額を個人県民税徴収取扱費として交付することとなります。

(改正後)

差押封印紙

(枚のうち 号)	年 月 日
県税滞納処分差押財産	
千葉県 県税事務所 自動車税事務所	
徴税吏員 ㊞	
注 この封印を損壊した者は、刑法第96条の規定により、3年以下の <u>拘禁刑</u> 若しくは250万円以下の罰金に処され、又はこれを併科されます。	

備考 刷色は赤色とすること。

(改正前)

差押封印紙

(枚のうち 号)	年 月 日
県税滞納処分差押財産	
千葉県 県税事務所 自動車税事務所	
徴税吏員 ㊞	
注 この封印を損壊した者は、刑法第96条の規定により、3年以下の <u>徴役</u> 若しくは250万円以下の罰金に処され、又はこれを併科されます。	

備考 刷色は赤色とすること。

(改正後)

差 押 公 示 書	
年 月 日 千葉県 県税事務所 自動車税事務所 徴税吏員 ㊟	
下記の財産は、県税に係る徴収金の徴収のために差し押えたものであることを公示します。この公示書を損壊した者は、刑法第96条の規定により、3年以下の <u>拘禁刑</u> 若しくは250万円以下の罰金に処され、又はこれを併科されます。	
滞納者	住 所
	氏名又は名称
差 押 財 産	(名称、数量、性質及び所在等) ----- ----- -----
差 押 年 月 日	年 月 日

(改正前)

差 押 公 示 書	
年 月 日 千葉県 県税事務所 自動車税事務所 徴税吏員 ㊟	
下記の財産は、県税に係る徴収金の徴収のために差し押えたものであることを公示します。この公示書を損壊した者は、刑法第96条の規定により、3年以下の <u>徴役</u> 若しくは250万円以下の罰金に処され、又はこれを併科されます。	
滞納者	住 所
	氏名又は名称
差 押 財 産	(名称、数量、性質及び所在等) ----- ----- -----
差 押 年 月 日	年 月 日